



(主税局ホームページ)

主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん



都税のお問合せについては、
AIチャットボットサービスをご利用ください！



東京都主税局HPから
バナーをクリック！

今月の特集は
自動車税種別割の手続をチェック！

あなた と 都税

5月号
2022
(令和4年)
第629号



Photo: Kenta Hasegawa

5月は自動車税種別割の納期です 5月31日(火)までにお納めください

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合は、申請により納税を猶予する制度があります。詳細は主税局ホームページをご覧ください。

●ご利用になれる納付方法



①スマートフォン決済アプリ



②クレジットカード
(インターネットを利用した専用サイト)



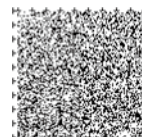
③ペイジー対応の
インターネットバンキング、
モバイルバンキング、ATM



④コンビニエンス
ストア



⑤金融機関、郵便局、都税事務所、
都税支所、支庁、自動車税事務所、
都税総合事務センターの窓口



都税の納付方法

検索

都税の情報発信中！

Twitter アカウント
@tocho_syuzei

Facebook アカウント
東京都主税局

教えて!

タク
ちゃん

特集

自動車税種別割の手続をチェック!



(都税Q&A:自動車税種別割)

自動車税種別割は自動車を所有している方に対して課税される財産税の一種です。自動車税種別割に関する疑問や質問について、タクちゃんがお答えします!

Q1

自動車を手放したのに納税通知書が届いた!



親戚のお兄さんが、昨年友人に譲った自動車の納税通知書が届いたって話していたけれど、どうしてなのかしら?



自動車税種別割は4月1日時点の所有者※に課税されるけれど、もしかしたら、3月31日までに名義変更の手続が終わらなかったのかもしれないね。未変更のままだと来年度も課税になってしまうから、名義変更を行ったかの確認をした方がいいね。

※所有者とは、自動車検査証(車検証)に記載されている方をいいます。割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。

Q2

昨年と比べて税額が高くなった!



私のおじさんが、一昨年購入した車の自動車税種別割が昨年の税額より高くなっていると言っていたわ。同じ車について税額が高くなることってあるの?



環境負荷の小さい自動車について、初回新規登録をした翌年度分の1年間だけ、自動車税種別割を軽減できる制度があるよ。昨年は軽減制度が適用されていたから、今年の税額が高くなったと感じてしまったんだね。



そういうことなのね。
他に税額が高くなる場合はないのかしら?



あとは、新車を初めて登録してから一定年数が経った車は、最新の車に比べて環境への負担が大きくなることから、税率が高くなる制度があるよ。

Q3

引越しをして住民票を移したのに、納税通知書が届かない!



引越しをして住民票を移したのに、納税通知書が届かないって言っていたわ。
ほかに何か手続が必要だったのかしら?



そうだね。車は、「運輸支局」などで車検証の住所を変更する手続が必要だよ。これをしないと、納税通知書が届かなくなってしまうんだ。

もし手続が遅れるときは、東京都に納税通知書の送付先だけ変更してもらってね。インターネット・ハガキ・電話の3つの方法で届出ができるよ。詳しくは主税局ホームページで確認してみてね。

※車検証の住所は変更されませんのでご注意ください。

Q4

他の道府県のナンバーに変わったら、税額はどうなるの?



さっき引越しの際の注意点を教えてもらったけど、例えば千葉県ナンバーに変わるような場合、自動車税種別割はどうなるのかしら?



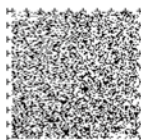
年度の途中で、千葉県のナンバーに変わっても、4月1日時点で登録のある東京都に1年分を納税することになるよ。

車検時の自動車税(種別割)納税証明書の提示が省略できます!



平成27年4月より運輸支局等において、自動車税種別割の納税確認が可能となったことを受け、車検時に納税証明書の提示を省略できるようになりました。

※ただし、納税後、運輸支局等で納税確認できるようになるまでに最大10日程度かかります。
お急ぎの場合は、金融機関等の窓口で納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご提示ください。





申請のお忘れはありませんか？ 自動車税種別割の減免

障害者の方のために使用する自動車や、社会福祉法人等が公益のために使用する自動車などについては減免制度があります。

<障害者の方に対する減免制度>

対象	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、一定の要件を満たす方のための自動車
内容	自動車税種別割(上限額あり) ※お一人様につき1台に限ります。 ※申請が必要です。
申請期限	納税通知書に記載された納期限まで ※新たに自動車を取得した場合は、登録(取得)の日から1か月以内
申請場所	都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

※申請期限を過ぎますと、減免を受けられませんのでご注意ください。

※障害者の方で既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

詳細は主税局ホームページでご確認ください。▶

都税 自動車 減免

検索



申請期限間際は窓口が大変混み合います。
早めの申請にご協力をお願いいたします。

自動車税種別割の納付は スマートフォン決済アプリで



納付できる主な税目

自動車税種別割のほか
個人事業税、不動産取得税、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、
固定資産税(償却資産)の定期課税分及び随時課税分
※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)
に限ります。

利用できるアプリ

※令和4年5月1日時点



注意事項

- 領収証書は発行されません。
領収証書が必要な方は、都税事務所・金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納税してください。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- 事前に登録及びチャージをする必要があります。
※PayBとモバイルレジについては、お支払になる口座に納税金額をご準備ください。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

詳細は主税局ホームページでご確認ください。 [都税 納付方法](#) [検索](#)

自動車税種別割に関するお問合せ先

- 東京都自動車税コールセンター
☎ 03-3525-4066
9時～17時(土日・休日、年末年始(12/29～1/3)を除く。)
※月曜日及び休日明けの午前中はお問合せの電話が集中し、繋がりにくくなります。
- 自動車税テレホンサービス(24時間365日対応音声ガイダンス)
☎ 03-5946-6728

自動車税種別割のグリーン化制度・ZEV導入促進税制を実施中!

地球環境を保護する観点から、排出ガス性能や燃費性能に優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税種別割を軽減する一方、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては税率を重くする「**自動車税種別割のグリーン化**」を実施しています。

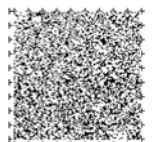
環境負荷の小さい自動車は、初回新規登録された年度の翌年度分の自動車税種別割がおおよそ50%～75%軽減されます。一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、おおよそ10%～15%程度高くなります。

また、東京都独自の制度「**ZEV導入促進税制**」では、平成21年4月1日から令和8年3月31日までに初回新規登録等をした電気自動車(燃料電池自動車を含む。)及びプラグインハイブリッド自動車については、当該年度含め6年度分の自動車税種別割が課税免除されます。

各制度の詳細は主税局ホームページをご覧ください。▶

東京都 自動車税種別割のグリーン化

検索



暮らしに街に ～ここにも都税がきている～

東京都では、多様な英語学習の機会を拡充し、英語教育を充実させるため、昨年9月に「TOKYO ENGLISH CHANNEL」を開設しました。

TOKYO ENGLISH CHANNELとは

いつでも、どこでも、誰でも、学べる英語学習環境を実現したウェブサイトです。

オンラインイベントの実施

以下のようなオンラインイベントを開催して、英語で世界と渡り合う実践機会を提供しています。

※都内在住・在学の中学生・高校生が対象です。



バーチャル留学

多様な国・地域の生徒と共にディスカッションを行いながら、海外・国内の大学の講義を受講できます。



LIVE TALK

グローバルに活躍する方をプレゼンターにお迎えし、様々なテーマで60分間All Englishによるトークセッションを行います。

充実した学習動画やテキスト

オンラインイベントに参加できなかった方も、イベントの追体験が可能な動画コンテンツを掲載しています。

また、幼児期から大学レベルまで興味・関心に応じて選べる多様な動画コンテンツを掲載しています。

詳細はこちら→



TOKYO ENGLISH CHANNEL 検索



お知らせ

固定資産税・都市計画税(23区内) 納税通知書は6/1(水)発送

23区内の納税通知書は、6月1日(水)に発送します。納期限は6月30日(木)です。

☑ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

渋谷都税事務所の移転 5/2(月)

令和4年5月2日(月)から渋谷都税事務所が新庁舎に移転します。

●移転後(新庁舎)の所在地

〒151-8546 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15
東京都渋谷合同庁舎4～7階
☎03-5422-8780

※新庁舎は、東京都水道局渋谷営業所と同じ建物です。

大田都税事務所の移転 5/6(金)

令和4年5月6日(金)から大田都税事務所が仮庁舎に移転します。

●移転後(仮庁舎)の所在地

〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22
☎03-3733-2411



ご案内

便利な電子申告・電子納税をご利用ください!

以下の都税は、eLTAX(地方税ポータルシステム)から電子申告や電子申請・届出、電子納税をご利用いただけます。

- 法人事業税・法人住民税・特別法人事業税/地方法人特別税
- 23区内の事業所税
- 23区内の固定資産税(償却資産)※
※電子申告のみ利用可能
- 都民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)
詳しくは、eLTAXのHPをご覧ください。

☑ 利用手続について

エルタックス よくある質問 検索

☑ 申告内容・納税について 所管の都税事務所

インターネット公売実施中です!

公売参加申込期間: 4月19日(火) 13時～5月10日(火) 23時
せり売り期間(動産): 5月17日(火) 13時～5月19日(木) 23時
入札期間(不動産等): 5月17日(火) 13時～5月24日(火) 13時

最新情報及び詳細は主税局HPをご確認ください。

☑ 徴収部機動整理課公売班
☎03-5388-3027

減免制度

固定資産税・都市計画税の 耐震住宅減免(23区内)

昭和57年1月1日以前から23区内に所在する家屋のうち、耐震化のための建替え又は改修を行った住宅で、一定の要件を満たすものに対して固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。なお、減免を受けるには申請が必要ですのでご注意ください。

◆建替え

新築後新たに課税される年度から3年度分、居住部分についての税額を全額減免。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

◆改修

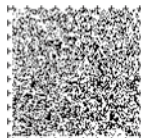
改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で一戸あたり120㎡の床面積相当分までの税額を全額減免。

☑ 住宅が所在する区にある都税事務所

●編集後記

今月号の表紙は東京都現代美術館です。

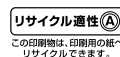
収蔵作品が約5,500点もあるので、何度も足を運びたくなりますね。(M)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。
「『未来の東京』戦略」を令和3年3月に策定しました。都庁総合HP <https://www.metro.tokyo.lg.jp/>からご覧いただけます。



自然の力を活用した再生紙を使用した印刷物です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

東京都主税局総務部総務課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1
電話 03-5388-2924
印刷番号(3) 62 令和4年5月1日発行